

第4節 部門分類の概念

1 部門分類

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。なお、「最終需要部門」及び「粗付加価値部門」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

平成12年表における部門分類等の特徴は、次のとおりである。

「介護」部門の新設

「再生資源回収・加工処理」部門の新設

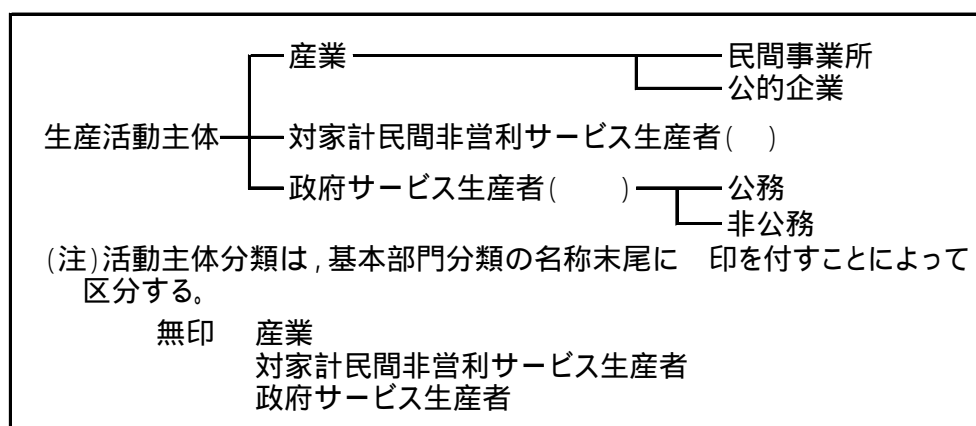
2 生産活動主体分類の概念

(1) 生産活動主体分類

産業連関表がその取引活動の記録対象とする財・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」、つまり産業活動による「商品」が主であるが、この他に、主として政府及び公的企業等から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」も含まれる。

「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類したものである。

こうしたことから、基本分類は、アクティビティ・ベースの「生産活動単位」による分類と「生産活動主体」による分類の二重の機能を有している。



(2) 産業

「産業」とは、利潤の獲得を目的として市場において販売するための「商品」を生産する事業所の生産活動をいう。しかし、公的企業、対企業民間非営利サービス生産者等については、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」活動によって生産されたものとして取扱う。

(3) 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の二つの要件を満たす団体をいう。具体的には、労働組合、政治団体、宗教団体、学術・文化団体といったものがこれに該当する。

営利を目的とせず、無償又はそれに近い価格で、家計に対しサービス提供していること。

政府による監督を受けていないこと、又は政府から主たる資金供給が行われていないこと。

(4) 政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通なサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きく相違しているものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記「産業」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けされるものを除いた以下のものがこれに含まれ、その活動は大きく分けて次の二つがある。

行政、防衛などの社会的に共通なサービス（集合的サービス）

保健、保健衛生など社会的・政治的目的のため提供されるサービス（個別的サービス）

産業連関表では、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、これを更に、「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし（例：学校教育（国公立）、医療（国公立））、残りの部分を一括して「公務（中央）」及び「公務（地方）」に分類している。

3 最終需要部門の概念

(1) 最終需要

生産活動での「粗付加価値部門」に対応する支出面の外生部門で、各産業部門が最終的に消費される財とサービスをどれくらい家計や政府機関などに販売したかを示すもので「市内最終需要」と「移輸出」からなる。「市内最終需要」は、「家計外消費支出」、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」、「市内総固定資本形成」及び「在庫純増」からなる。

なお、（最終需要 - 移輸入 = 粗付加価値）の関係が成立する。

(2) 家計外消費支出（列）

「家計外消費支出」は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など、企業その他の機関が支払う支出で、「家計消費支出」に類似しており、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として宿泊と日当）を範囲とする。

(3) 民間消費支出

「民間消費支出」は、「家計消費支出」と「対家計民間非営利団体消費支出」からなっている。「家計消費支出」とは、家計が経常的に支出した額で土地、建物・構築物以外に対するすべての支出をいい、「対家計民間非営利団体消費支出」とは、家計にサービスを提供しているとみられる「対家計民間非営利サービス生産者」（私立学校、宗教団体、労働組合など）による消費支出をいう。

(4) 家計消費支出

「家計消費支出」とは、家計の財・サービスに対する消費支出額から同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

(5) 対家計民間非営利団体消費支出

「対家計民間非営利団体消費支出」とは、対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額を（例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、対家計民間非

営利団体の自己消費に等しい。したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち、他の部門に対する産出を除いたものである。

(6) 一般政府消費支出

一般政府とは、中央政府と地方政府の両者をいい、「一般政府消費支出」とは、一般政府が行政を行うのに必要な経費から、他部門に対するサービスの販売額（国公立病院の医療収入、国公立学校の授業料など）を差し引いた自己消費をいう。

(7) 市内総固定資本形成

「市内総固定資本形成」とは、市内における家計、民間企業、政府等が主体となって行われる、下記に記載された活動を指す。

市内における建設物・機械・装置など固定資産の取得及び取得に要する際の据付工事・運輸マージン等の直接費用を計上する。（生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権・のれん代などの非生産資産は含まない）

土地は、非生産資産であるが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、原則として耐用年数1年以上で10万円以上の価格単価のものとする。

通常の資産の維持・修理は資本形成とはしない。ただし、資産の耐用年数を延長する場合や鉄道の線路、送配電設備等の取り替え工事は資本形成として計上する。

軍事施設で、軍事目的のものと区別できる（空港、ドック、病院施設等）ものについては、資本形成として計上する。

(8) 在庫純増

産業部門で生産された製品、半製品、仕掛品と商業部門で扱う流通在庫、並びに産業部門によって保有される原材料及び貯蔵品の量的増減（期末残高 期首残高）を年間平均の市中価格で評価した額をいう。

(9) 移輸出・移輸入

市内居住者と非居住者間における財とサービスの取引をいう。

(10) 関税

輸入品は、貿易政策上の配慮により、関税定率表に基づいて関税がかけられている。これには、輸入品価格と国産品価格の差を縮小させる働きがある。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため、「関税」欄を設けて記録している。

(11) 輸入品商品税

輸入品は税関通過の際に関税のほかに、国産品の場合と同様に、内国消費税として、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税などが課税される。以下、これを「輸入品商品税」と呼ぶ。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、「関税」と同様、本部門を設けて記録している。

4 粗付加価値部門の概念

(1) 粗付加価値

各産業部門の生産活動によって新しく生まれた「付加価値」は、産業連関表では「粗付加価値」としてとらえられ、減価償却費も含めてどのように分配されたかを示している。

(2) 家計外消費支出（行）（3（2）「家計外消費支出」（列）参照）

(3) 雇用者所得

「雇用者所得」とは、市内の民間企業及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。

また、所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする。（発生主義）

さらに、雇用者所得も市内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず市内で発生した雇用者の所得をもって「雇用者所得」としている。

「雇用者所得」は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業者の所得は営業余剰に含める。

(4) 営業余剰

「営業余剰」とは、粗付加価値から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税 - 補助金）を控除したものを範囲とする。

「営業余剰」の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子 = 受取利子 - 支払利子）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。

個人業主や無給の家族従業者等の所得は「雇用者所得」ではなく「営業余剰」に含められる。

(5) 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用を「資本減耗引当」といい、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

(6) 間接税

「間接税」は、財・サービスの生産、販売、購入、または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(7) 経常補助金

「経常補助金」は、産業振興のためあるいは市場価格を低くするためなどの政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側で収入として処理される経常的交付金をいう。